

令和6年第4回神崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年7月31日（水曜日） 午前10時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	池田	孝幸	君	2番	鈴木	司	君
3番	椿	浩一	君	4番	大原	秀雄	君
5番	高柳	智	君	6番	荒井	葉一	君
7番	鈴木	節子	君	8番	石橋	伸一	君
9番	高橋	正剛	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 椿 等 君

教 育 長	小川 泰求 君	総 務 課 長	廣瀬 裕 君
総務課企画財政担当課長	池上 至人 君	町 民 課 長	澤田 達也 君
まちづくり課長	石橋 正彦 君	まちづくり課主幹	椿 一星 君
保 健 福 祉 課 長	浅野 憲治 君	教 育 課 長	堀越 浩 君
教育委員会主幹	大野 和義 君	会 計 管 理 者	瀧川美恵子 君

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮 賢 君	書	記	古里 卓実 君
---------	--------	---	---	---------

◎開会の宣告

○議長（高柳 智君） おはようございます。令和6年第4回神崎町議会臨時会にご出席いただき大変ご苦労さまです。

それでは、本日に行われました議会運営委員会において、本臨時会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして、格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時30分）

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回神崎町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高柳 智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、4番 大原 秀雄議員、6番 荒井 葉一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高柳 智君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎日程第3 議案第1号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第1号 令和6年神崎町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 令和6年度神崎町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,200万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入といたしましては、15款、総務費国庫補助金で、エネルギー、食料品価格の物価高騰対応分として、地方創生臨時交付金1,313万2,000円を計上いたしました。

20款、繰越金では、前年度繰越金として186万8,000円を計上いたしました。

歳出といたしましては、3款、民生費で、定額減税補足給付金支給事業として定額減税し切れないと見込まれる方を対象に調整給付を行うため、6月議会にて給付見込額を予算措置したところでありましたが、その後、デジタル庁による本算定が行われ、給付対象者数及び給付額に不足が生じたことから追加で1,500万円を計上するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） この1,500万円ですが、補正前の金額と比較して10%以上の不足が生じてしまっているということです。デジタル庁が正しく算定した結果ということですが、これまでの経緯を教えてくださいということが一つと、この給付の方法と時期を教えてください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、これまでの予算の経緯ということでございますが、6月の議会のほうで、今

回のこの定額減税の補足給付金について予算措置をさせていただいたところですが、そちらについては、国から支給されました算定ツール、こちらを用いて計算をした結果、6月の時点では、給付金額3,000万円ということで試算されましたので、そちらで予算の計上をさせていただいたところであります。

今回、6月の議会が終了した後に住民税額が確定をいたしまして、そちらのデータをもとに、今度はデジタル庁のほうで最終的な給付額を確定するシステムのほうにかけたところなんですけれども、そうしたところ、件数も200件増、金額も約1,500万増ということで結果が出ましたので、今回このような形で予算の計上をさせていただいたという経緯でございます。

また、今後の支給の時期ですけれども、今後はこの調整給付金に関しましては、8月中に第1回目の給付が開始できるように準備を進めているところでございます。具体的な予定で言いますと、まず8月14日に対象者の皆様に通知を差し上げる予定でございます。給付の方法ですけれども、こちらのほうで口座が確認できる方、マイナンバーカードで公金受取口座等を確認できた方、あるいは、町の口座振替等を利用されている方で、町のほうで口座を確認できる方には、プッシュ型で通知を差し上げる予定であります。こちらで口座が確認できない方に関しては、これまでの給付金の形と同様に、確認書で口座を教えていただいて給付を行うという形で今のところ考えているところでございます。そちらのほうで8月14日に通知を差し上げまして、口座の確認期間等を考慮して、8月29日の日に第1回目の給付を開始できるように準備を進めているところでございます。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はありませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 定額減税給付金ということで、岸田政権がこれを出したやつで、所得税3万円ですよ。住民税1万円、国民1人あたりに4万円を減税するというわけですが、今回の1,500万の補正、6月に3,000万、4,500万ですか、これは所得税に関しての3万円の第1回目の給付だと今、答弁しましたが、住民税に関しては1万円、これは町県民税の納付書が各家庭にもう全部配ってありますから、それには1万円は引いてあるわけなんですか。それで第1点目は、3万円に関しての今回の補正予算で、8月29日に、1,100人に第1回目だと言いますが、1人ずつに3万円全部給付するわけなんですか。これが1点と、議案審議は3回しか質問できませんから、まとめて質問します。

次の質問は、1,100人は年金受給者で、町役場の職員なんかは給料をもらっているから、給料から、6月の給料、ボーナスで3万円所得税をカットしているわけでしょうが、この前の定例議会でも質問しましたが、私なんかの議員は報酬ですから、議員は給料も6月に出て、ボーナスも出たけども、そこで3万円を減額してもらえればとは思っていましたが、それは減額されなくて、例えば私なんかは1,100人の対象者になるわけなんですか。それと、私も配偶者がいますから、女房の分もこの給付の対象になるわけなんですか。まずこれが1点。まとまらないかな。質問ですが、二、三点聞きますが、1回目の質問とします。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 實田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の給付金に関して、所得税のみのものなのかということですが、今回と6月もそうですが、上げさせていただいたこの補足給付金というのは、所得税3万、住民税1万、それぞれで、引き切れなかった分を給付するという給付金になります。引き切れる方は今回こちらの給付金のほうの対象にはなっていないということになりますので、實田議員のご質問の所得税のみかということであれば、それだけではなくて、住民税でも引き切れない方がいらっしゃれば、そちらの分も合算して給付金の中に含まれているという形でございます。

続いて、議員報酬からの定額減税はということですが、定額減税につきましては、主たる給与からのみ定額減税をするということで国のほうから示されております。議員報酬につきましては、主たる給与とは違う乙給という扱いになりますので、こちらの議員報酬のほうからは定額減税はしないという形になります。

最後に奥様のほうが定額減税の対象になるかということなんですけれども、所得を確認しないと何とも言えないところなんですけど、通常の扶養の範囲内でとられている方につきましては、旦那さんのほうにその扶養家族分、合わせて4万円が定額減税の対象となってまいりますので、もし奥様が扶養の範囲内であれば、實田議員のほうにご本人様の分4万円、奥様の分4万円で合わせて8万円の定額減税の金額になるということになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 實田議員。

○10番（實田 久元君） 1,100人の中には私も入っているわけでしょう。議員報酬から引かれていなかったと思います。私の扶養の女房の分まで、そうすると6万円になるわけなんですけど、今の課長の答弁では所得税と住民税も加味しているとお話しし

ましたが、第1回目の給付、8月29日はこの1,100人に1人頭、全員にぴったり同じ金額じゃないわけなんですか。どのくらい、3,000万、1,500万、今回の補正でやったから4,500万が支給されるわけですが、この対象者は主に年金受給者なんですか。給与所得でない。

それともう一つ聞きたいのは、給与と報酬の違いはなんですか。これはこの項目で質問するようなことじゃないかもしれませんが、給料と報酬の違い。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 實田議員の質問にお答えをいたします。

まず、先ほどおっしゃったように全員金額が同じかというと、そうではなくて、先ほども言ったとおり不足分を給付するようになりますので、全員金額のほうは異なってくるということでございます。また、内訳に関しましては、細かいところがちょっと今、データがないのであれですけれども、特に年金受給者が多いとかそういうことではなくて、給与所得者でも扶養の多い方ですと、やはり引き切れないという方が、所得税に関しては多いというのが現状でありますので、そちらについては特に年金のほうに偏っていることはないということをお伝えさせていただきます。

一応、給与と報酬の違いということですが、給与に関しましては、主たる給与ということで、ご自分で労働に対する対価として給与ということになりますけれども、会社の主たる給与に関しては今回のこの定額減税で減税を行う対象ということで、報酬につきましては、謝礼と違いますけれども、給与とは違いますので、今回の対象にはならないということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。以上で質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） お諮りします。討論を終結し、採決したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3 議案第1号 令和6年神崎町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、令和6年第4回神崎町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でございました。

（午前10時47分）